

青森県報

第二千八百一十一号

平成十九年
七月二十七日
(金曜日)

目 次

告 示

家畜人工授精講習会の開催	(畜産課)	一
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(漁港漁場整備課)	一
右 同	(道路課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	四
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	五
右 同	(同)	六
建設業者の許可の取消し	(中南部地域民局)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六

告 示

青森県告示第五百七十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五百七十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成十九年九月三日から同月二十八日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）

二 開催場所

青森県営農大校（上北郡七戸町）及び青森県農林総合研究センター畜産試験場（上北郡野辺地町）

三 講習人員

三十人以上

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成十九年八月十七日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部家畜課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第五百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十七年一月二十一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十九年七月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日
でむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

むつ市川内町檜川稲沢二九五の地先公有水面

2 区域

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四
一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一三三・五五六・一四八一

の地点 Y座標 マイナス一〇九八〇・三四二七

の地点 X座標 プラス一三三・五五五・六一七八

の地点 Y座標 マイナス一〇九八〇・九四一七

の地点 X座標 プラス一三三・五五五・一九一〇

の地点 Y座標 マイナス一〇九八〇・五六三九

の地点 X座標 プラス一三三・五二三・〇四四九

の地点 Y座標 マイナス一〇一六・八八〇二

の地点 X座標 プラス一三三・五二二・九五三五

の地点 Y座標 マイナス一〇一六・七九九四

の地点 X座標 プラス一三三・五二二・九五四〇

の地点 Y座標 マイナス一〇一七・九二八六

の地点 X座標 プラス一三三・五二五・五八三三

の地点 Y座標 マイナス一〇二二・二八九四

の地点 X座標 プラス一三三・五二五・一二四六

の地点 Y座標 マイナス一〇二二・八〇七六

の地点 X座標 プラス一三三・五二四・五二五六

の地点 Y座標 マイナス一〇二二・二七七三

の地点 X座標 プラス一三三・五四八・六六〇二

の地点 Y座標 マイナス一〇九七三・七一四六

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四
一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一三三・六四二・七〇八二

の地点 Y座標 マイナス一〇五六・九六三二

の地点 X座標 プラス一三三・六四二・三七六八

の地点 Y座標 マイナス一〇五七・三三七六

の地点 X座標 プラス一三三・六四二・八三八八

の地点 Y座標 マイナス一〇五七・七四六五

の地点 X座標 プラス一三三・六〇〇・六八四三

の地点 Y座標 マイナス一〇〇五・三六九六

の地点 X座標 プラス一三三・六〇〇・二二二三

の地点 Y座標 マイナス一〇〇四・九六〇六

の地点 X座標 プラス一三三・五九八・九六三〇

の地点 Y座標 マイナス一〇〇六・三八三三

の地点 X座標 プラス一三三・六〇六・四五〇九

の地点 Y座標 マイナス一〇一三・〇一四

の地点 X座標 プラス一三三・六五〇・一九六一

の地点 Y座標 マイナス一〇六三・五九二二

3 面積

の区域 四七九・九五平方メートル
 の区域 六二〇・七六平方メートル
 合計 一、一〇〇・七一平方メートル

青森県告示第五百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十七年六月十三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十九年七月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

むつ市脇野沢黒岩二九〇から八の二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六一〇八・五八四メートル

Y座標 マイナス二三六七・五三〇メートル

X座標 プラス二二六一三〇・四六九メートル

Y座標 マイナス二三六五・三八八メートル

X座標 プラス二二六一四〇・六〇七メートル

Y座標 マイナス二三六二・三四九メートル

X座標 プラス二二六一五〇・二三五メートル

Y座標 マイナス二三五八・六〇二メートル

X座標 プラス二二六一六七・六一〇メートル

Y座標 マイナス二三四八・五〇二メートル

X座標 プラス二二六一五二・三九七メートル

Y座標 マイナス二二二七・四二〇メートル

X座標 プラス二二六一二八・〇七〇メートル

Y座標 マイナス二三四四・九七五メートル

X座標 プラス二二六〇八九・三六一メートル

Y座標 マイナス二二九一・三三三メートル

X座標 プラス二二六〇三九・九八四メートル

Y座標 マイナス二二二六・九六五メートル

X座標 プラス二二六〇四四・〇九七メートル

Y座標 マイナス二二三〇・一六三メートル

X座標 プラス二二六〇六八・七七〇メートル

Y座標 マイナス二二二二・三五八メートル

面積 三、二三四・五〇平方メートル

青森県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	小友板柳停車場線	弘前市大字種市字柳川三一九から弘前市大字種市字小島四一三まで 弘前市大字種市字柳川三一九から弘前市大字種市字小島四三三まで	前 後	六一・〇五メートル 六九・〇三メートル	四八〇・三二メートル	
2	県道	弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字鬼沢字山ノ越三四八の四から弘前市大字貝沢字沢辺三〇七の九〇二まで	前 後	一八・六〇メートルから一七・七〇メートルまで 五八・六〇メートルから五六・〇〇メートルまで	二三七・〇〇メートル 二三七・〇〇メートル	
3	国道	三三三九号	五所川原市大字長富字鎧石二〇〇の二から五所川原市大字長富字二之沢添一三四まで	前 後	七・五〇メートルから七・五〇メートルまで 一〇・五〇メートルから一〇・〇〇メートルまで	二〇六・九〇メートル 二二〇・〇〇メートル	

青森県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	むつ市大字田名部字南椈山一七からむつ市大字田名部字南椈山一二の一まで	平成一九・七・二七
県道小友板柳停車場線	弘前市大字種市字柳川三一九から弘前市大字種市字小島四三三まで	"
県道弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字鬼沢字山ノ越三四八の四から弘前市大字貝沢字沢辺三〇七の九〇二まで	"

国道三三三九号	五所川原市大字長富字鎧石二〇〇の二から五所川原市大字長富字二之沢添一三四まで	平成一九・七・二七
五所川原市大字長富字鎧石二〇〇の二から五所川原市大字長富字二之沢添一三四まで	つがる市木造豊田網代二五の一からつがる市木造出野里大柳無番まで	"

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十九年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アセアン・ブリッジス

三 代表者の氏名
小堀 晃市

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字東和徳町一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、アセアン諸国における農業を支援するとともに、産出する天然資源を有効活用するための施設を開設し、地域住民の雇用拡大と所得の向上に寄与し、もって、アセアン諸国の企業や各種団体とのパートナーシップを確立し、わが国とアセアン諸国との友好親善を図ることを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。  
平成十九年七月二十七日  
青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
平成十九年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コミュニティネットワークキャスト

三 代表者の氏名  
高野 悟

四 主たる事務所の所在地  
弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、コミュニティエフエムを通じ、地域住民に対して、まちづくり活動の支援及び地域コミュニティ活性化支援に関する事業を行い、地域住民が自信と誇りを持つて住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十九年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校

三 代表者の氏名
永井 雄人

四 主たる事務所の所在地
西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字上禿八八の二

五 定款に記載された目的
本会は、自然学校として白神山地の山・川・海の自然を創造的に活用した自然体験の活動を実施し、ゆとり教育・環境教育のリーダーを養成し、地元の地域経済の振興のために森林整備・農村振興・自然公園の整備など幅広い森林保全作業も行い国土の健全な発展に寄与することを目的として発足する。

~~~~~  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                        |                              |
|----------------------------------------|------------------------------|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称                     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）         |
| 十和田市ひがしの二丁目六〇の一三八八及び六〇の一三九〇から六〇の一三九三まで | 十和田市東二十三番町一の一株式会社 不動産センター十和田 |

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                          |                       |
|------------------------------------------|-----------------------|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称                       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  |
| 三沢市新森一丁目六、七及び二の一部、新森二丁目四及び五の一（第二工区、第五工区） | 三沢市桜町一丁目一の三八三沢市土地開発公社 |

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社齋元組
- 二 代表者の氏名 齋藤 鈴子
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第五四九三号
- 五 取消年月日 平成十九年六月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社弘新建設
- 二 代表者の氏名 石川 和雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田一丁目四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一一一一八号
- 五 取消年月日 平成十九年六月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る特定建設業の許可

平成十九年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社福田建材
- 二 代表者の氏名 福田 福紀

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字田園四丁目一二の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五〇四七号
- 五 取消年月日 平成十九年七月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年六月八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭